

# 令和8年度 環境中のダイオキシン類調査測定計画

島根県環境生活部廃棄物対策課

## I. 調査目的

ダイオキシン類対策特別措置法の第26条第1項及び第27条第1項に基づき、県内の大気、水域（水質及び底質）、地下水及び土壌のダイオキシン類濃度を計画的に調査し、ダイオキシン類の汚染状況を監視する。

## II. 調査内容

### 1. 大気に関する調査

#### (1) 調査地点

No.	調査区分	地点名	所在地
1	一般環境監視	安来一般環境大気測定局	安来市安来町八幡 582-1
2	〃	出雲保健所一般環境大気測定局	出雲市塩冶町 223-1
3	〃	江津市役所一般環境大気測定局	江津市江津町 1525
4	〃	浜田合庁一般環境大気測定局	浜田市片庭町 254
5	〃	益田合庁一般環境大気測定局	益田市昭和町 13-1
6	〃	大田一般環境大気測定局	大田市大田町大田若宮イ 497-6

#### (2) 調査回数及び時期

〈調査回数〉各地点年4回

〈調査時期〉夏期（6月）、秋期（9月）、冬期（12月）、春期（2月）

#### (3) 測定機関

採取及び分析とも業者委託

#### (4) 測定項目

ダイオキシン類対策特別措置法第2条第1項で定める「ダイオキシン類」

- ・ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDFs）
- ・ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDDs）
- ・コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCBs）

## 2. 水域（水質及び底質）に関する調査

### (1) 調査地点

No.	調査区分	水系名	水域名	地点名	地点番号	測定	実施主体	備考
1	一般環境監視	浜田川	浜田川	亀山橋	002-01	水・底	廃棄物 対策課	環境中ダイオキシン類調査測定方針に基づき、地点を選定する。また、水質と底質のデータには密接な関係があることと予想されることから、原則として両者を同地点で測定する。
2	〃	海域	浜田川河口海域	H-1	601-01	水・底		
			計	2地点	2地点	水2 底2		

### (2) 調査回数及び時期

〈調査回数〉各地点年1回

〈調査時期〉9月

### (3) 測定機関

採取及び分析とも業者委託

### (4) 測定項目

ダイオキシン類対策特別措置法第2条第1項で定める「ダイオキシン類」

- ・ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDFs）
- ・ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDDs）
- ・コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCBs）

SS、pH …………… 水質のみ

強熱減量、含水率 …………… 底質のみ

### 3. 地下水に関する調査

#### (1) 調査地点（保健所別地点数）

調査区分	地域区分	地点数	備考
一般環境監視	松江保健所管内	1	一般環境監視の地点選定は各保健所が行い、県庁担当課において最終決定する。その調査地点の選定にあたっては、あらかじめ各市町村に情報提供等の協力を依頼する。
〃	出雲保健所管内	1	
	県央保健所管内	1	
〃	浜田保健所管内	1	
	益田保健所管内	1	
〃	隠岐保健所管内	1	
	計	6	

水質汚濁防止法第15条に基づく地下水概況調査地点の中から、一般環境監視の調査地点を選定する。

#### (2) 調査回数及び時期

〈調査回数〉各地点年1回

〈調査時期〉10月

#### (3) 測定機関

採取及び分析とも業者委託

#### (4) 測定項目

ダイオキシン類対策特別措置法第2条第1項で定める「ダイオキシン類」

- ・ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDFs）
- ・ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン（PCDDs）
- ・コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCBs）

SS、pH

## 4. 土壌に関する調査

### (1) 調査地点（市町村別地点数）

調査区分	市町村名	地点数	備考
一般環境監視	出雲市	1	一般環境監視の地点選定は各保健所が行い、県庁担当課において最終決定する。その調査地点の選定にあたっては、あらかじめ各市町村に情報提供等の協力を依頼する。
〃	川本町	1	
〃	美郷町	1	
〃	邑南町	1	
	計	4	

次の条件にあてはまる土地（例：小学校校庭、公園、集会所、観光施設等）から、一般環境監視の調査地点を選定する。

1. 廃棄物そのものが認められる場所でないこと。
2. 土地の履歴が明らかなこと。
3. 公共的な空間であること。
4. 子供の遊び場など土壌に直接接触する頻度が高い地点又は多数の人の利用がある地点を優先的に選定すること。
5. 草や落ち葉等で覆われていない 10m 四方程度の裸地のある場所が望ましいこと。
6. 土壌については経時的な濃度変化が比較的小さいとされていることから、既に調査を実施済みの地点は避けること。
7. 近年、客土又は切土した場所は避けること。
8. 一般環境監視であることから、廃棄物処理施設等の特定の発生源の影響を想定した地点は避けること。

### (2) 調査回数及び時期

〈調査回数〉各地点年 1 回

〈調査時期〉10 月

### (3) 測定機関

採取及び分析とも業者委託

### (4) 測定項目

ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条第 1 項で定める「ダイオキシン類」

- ・ ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDFs)
- ・ ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン (PCDDs)
- ・ コプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナーPCBs)

強熱減量、含水率

## Ⅲ. 調査結果の公表

ダイオキシン類対策特別措置法第 27 条第 3 項に基づき公表する。

## Ⅳ. 他機関が県内（松江市の区域を含む。）で実施する調査

- (1) 国土交通省中国地方整備局：別添 1 のとおり調査予定
- (2) 松江市：松江市の区域において調査予定

令和8年度ダイオキシン類測定計画(中国地方整備局)

(別添1)

番号	水系河川名、水域名	調査地点名	調査頻度 (回/年)	備考
1	斐伊川水系 斐伊川	大津	毎年	水質、底質
2	斐伊川水系 宍道湖	No.3	毎年	水質、底質
3		斐伊川河口	毎年	水質、底質
4		松江温泉沖	毎年	水質、底質
5		秋鹿沖	毎年	水質、底質
6		玉湯町泉源沖	毎年	水質、底質
7		斐伊川水系 中海	中海湖心	毎年
8	江の川水系 江の川	桜江大橋	毎年	水質、底質
9	高津川水系 高津川	金地橋	毎年	水質、底質
	計		9	